

軍用地先行取得

「桑江」など指定

政府新制度 他に4ヶ所

【東京】政府は25日、県内米軍跡地を有効、適切に利用するための特別措置法（跡地法）に新たに盛り込まれた、自治体による軍用地の先行取得の円滑化制度に基づき、キャンプ桑江など5ヶ所を特定駐留軍用地に指定したと発表した。同日、官報告示した。

対象は日米安全保障協定委員会（2プラス2）または日米合同委員会で返還合意した軍用地で、米軍普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンクファームも指定された。キャンプ瑞慶覧は、今後具体的な返還区域が特定された段階で指

定を検討する。

指定を受け、県や軍用地の所在市町村は、跡地を活用した事業の種類や面積などを盛り込んだ見通しを策定・公表。必要に応じ地主と土地の買い取り協議の続きに入ることになる。

同制度は、軍用地内の公有地を増やし返還後、自治体がスムーズに跡地の整備、活用を進めることがねらい。自治体または土地開発公社が、協議手続きに沿って土地を買い取る場合、地主の譲渡所得のうち5000万円の特別控除が適用される。

特定軍用地に5基地 跡地利用法で国指定
県など先行取得本格化へ

特定軍用地に5基地

跡地利用法で国指定

県など先行取得本格化へ

内閣府沖縄担当部局は25日、4月に施行した「沖縄

県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(跡地利用特措法)に基づき、キャンプ桑江、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンクファームの5区域を特定駐留軍用地に指定し、官報で告示した。

今後、土地の先行取得に向け、県や関係市町村が道路などの事業実施の見通しを立て公表した上で、土地の所有者と土地取得に向けた協議を本格的に始める。

内閣府は日米外務・防衛担当閣僚による「日米安全保障協議委員会(2プラス2)」(4月27日)で、嘉手納飛行場より南の5施設の返還が決まったことを受け、県や市町村に意見を聞くな

ど手続きを進めてきた。

キャンプ瑞慶覧については現時点で具体的な返還区域が特定されていないため今後、2プラス2などで具体的な返還区域が特定された段階で、内閣府が特定駐留軍用地の指定をあらためて検討する。

駐留軍用地跡地の先行取得については、宜野湾市が2001年から「公有地の拡大推進に関する法律(公拡法)」に基づき、普天間飛行場で実施してきた。

だが、公拡法で定められた跡地の譲渡所得控除は1500万円。跡地利用特措法に基づき土地が買い取られる場合は5千万円の控除まで認められるため、先行取得がより円滑に行われる。